

と き：平成17年12月2日(金)13:30~

ところ：静岡市役所本館第一会議室

出席者：日詰委員、赤池委員、木村委員、坂野委員、玉置委員

総務課 加藤参事、野田主査 市民生活課 田中副主幹、山本主査、宮城島主査

1. あいさつ 田中副主幹

2. 部会長の選出 互選により日詰委員が就任。

3. 今後のスケジュール(詳細別紙)

#### 事務局説明

- ・ 市民参画推進条例との関連性が強い作業となるため、同条例の作業と並行して行ない、委員の重複もあるので調整する。市民活動推進条例部会の方が一歩、引いたかたちで追いかける。
- ・ 市民参画推進条例との調整などを通じて、情報共有化と意見交換を行なう。
- ・ 蒲原町のNPO活動促進条例との整合を図るため、4月からは委員を増員して、蒲原地域の委員を2名加える。
- ・ タウンミーティング、パブリックコメントは市民参画推進条例と連携して行なう。タウンミーティングには委員の参加を予定。
- ・ 市民参画推進条例と同時に、平成19年4月に施行予定。
- ・ 第1回協議会の際に部会協議に基づく素案を提案したい。

#### 意見交換

- ・ 4月に蒲原地域の委員や部会以外の委員が加わるため、そこで、大きくひっくり返らないようにしてほしい。
- ・ 素案の調製は誰がやるのか？  
事務局で行なう。メーリングリストを使って、できる限り早い段階で情報を提供してご意見を伺うとともに、情報を共有していきたい。
- ・ 蒲原地域の委員には、できたら、年度内から参加してほしい。センター部会と同様にメーリングリストに参加、発言していただけたらどうか。委員がダメなら、町の担当者でもよい。  
蒲原町の方へ連絡します。
- ・ 第3回条例部会は3月にして、素案の最終的な検討の場にしたい。そのため、第2回部会で素案の骨子を出して欲しい。  
了解しました。2月1日に市民自治審議会があるので、第2回はその前の1月17日13時30分からとさせていただきます。

#### 4. 関連条例等の紹介 詳細別紙

#### 5. 市民参画推進条例について 総務課行政改革推進室 加藤正明参事 詳細別紙

##### 自治基本条例について

- ・ 合併前の旧静岡市の分権計画をスタートとして、合併を挟んで、策定に5年要しました。
- ・ 策定時には、市民から条例形式のご意見が6件、個別のご意見が100件程度、寄せられました。
- ・ 市民にわかりやすいように平易なことばで書いて欲しいというご意見が多く寄せられました。条文は法務技術的な面から固くならざるを得ませんでした。前文は市民のみなさまのことばを活かしたものになっていると思います。
- ・ 本来、条例に上下はないのですが、本市は富士山型条例体系の整備を目指しており、その頂点に位置する条例になります。

##### 市民参画推進条例について

- ・ 自治基本条例を受けて策定することになります。
- ・ 市政の内、議会を除く、市行政への市民参画のルールを規定します。議会については、議会自身が考えることとなっています。そのため、政策立案能力の向上を目的として調査法制課も設置しました。
- ・ この条例の基本となる市民意見の聴取、いわゆるパブリックコメントについては、すでに各課各施策で実施しているケースが大半ではありますが、どのような場合にやらなければならないというルールを含めて条例化する予定です。
- ・ 行政評価については、現在、研究中です。
- ・ 住民投票については、自治基本条例を受けて手続きを規定します。
- ・ パブリックコメントなどの手続きについては、対象となる施策の範囲と、手続きの原則を規定に含めるべく検討中です。
- ・ 本条例については、条例化までしなくてもよいのではないか、というご意見もありますが、行政の裁量で市民参画手続きが省略されることがないよう条例化によって保障するという狙いがあります。
- ・ 市民参画推進条例と市民活動推進条例の関係ですが、場合によっては、一本にしてもよいのではないかと思います。

#### 6. 意見交換

玉置委員：普通の市民にとっては、同じような条例が三つもあると分かりにくいのではないかと。また、名称も堅苦しいような気がするのと、もっとやさしいことばの方がよいのではないかと。

赤池委員：二つの条例の違いがわからない。逆に市民との壁を感じる。また、抽象論は避けたい。もっと市民の目線で、市民に焦点をあてるべきではないかと。

木村委員：男女共同参画条例では、基本計画、行動計画となっている。そういう位置付けでよいかと。

加藤参事：同じようなものである。ただし、計画よりも重く位置付けている。

玉置委員：そもそも、市民は条例全般のことをどう思っているのかということ、ツールだと思う。

日詰委員：行政がつくる要綱や指針は努力義務。条例で権利が確保されることに意義がある。市民からの提案ではなく、行政からこのような条例を制定しようという話があるのは、行政も進んできたのかなとも思う。自治基本条例の制定も、川崎市と同時に、政令指定都市では初。そのような背景を理解しないと、ただ重荷になってしまう。

「参加」と「協働」をわけるとどうかが論点の一つになると思う。

赤池委員：総則は共通ではないか？

加藤参事：協働のチャート図をご覧ください。市民参画は狭義の協働で、市民活動が広義の協働といえるかもしれません。

木村委員：この図では、行政が縮小していくようにとられてしまいそうだ。

加藤参事：相対的に小さくなっていくということで、必ずしも縮小ではない。

木村委員：自治基本条例の「自立した静岡市」とはどういう意味か？

加藤参事：国からの自立を意味している。

野田主査：自治基本条例は、地方自治の構造を再定義するということだと思います。地方自治では、市民、議会、行政の3者が関係した間接民主主義となっていますが、実際はバランスが崩れてしまっている。そこで、行政活動に市民が直接関わる必要が出てきていると思います。

参画は主体的に関わっていくことと定義しています。自治基本条例第11条の計画、実施、評価の参画を保障するわけですが、実施段階での協働の計画、実施、評価については、ある程度、確立されようとしている。市民参画条例では行政活動への参画を取り上げます。

加藤参事：市民参画と協働については、まず、初めに共通理解が必要だと思います。

玉置委員：協働はツールで、参画はアクセスだというのが私の印象です。参画と協働を同列で論じることには違和感があります。

赤池委員：委員や行政でさえわかりにくいのでは、市民にとってはもっとわかりにくいと思います。

日詰委員：参画の一形態としての協働と、参画の発展形としての協働という二つの考え方があります。日本NPOセンターの山岡義典事務局長は、参画は組織の活動に個人が参画することで、協働は組織と組織が協力しあうことだと定義しています。そういう意味では、本市の協働市場のような双方向性のある協働が望まれているといえます。

坂野委員：指針づくりも初めの目的は、市民活動の推進だったと思います。そして、推進のためには支援ではなく、協働の機会を生み出すことであり、その手法を手厚くする必要があるとの考えで、協働のための指針、マニュアルになったと記憶しています。市民活動推進条例を、市民活動支援策にはしたくありません。

また、計画、実施、評価という時系列の一部分だけを協働として分けることもできないと思います。

日詰委員：指針、マニュアルづくりの中で、これまでは、支援というレベルを突破して、もっと大きな議論をしてきたと思います。

協働と参画を同時に扱っている粕江市と京都市の条例を研究する必要があるし、制定がもっ

とも早かった箕面市の条例を検証した資料などがあればみてみたいと思います。

玉置委員：市民参画推進条例と市民活動推進条例を一つにしたときと、しないときのメリット、デメリットがわかる対照表があればよいと思う。

#### 7. 連絡事項

次回：平成 18 年 1 月 17 日（火）13:30～